

○特例施設占有者の指定等に関する内規

平成19年11月28日

公安委員会内規第6号

(趣旨)

第1条 この内規は、遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）第17条の規定に基づく遺失物法施行令（平成19年政令第21号。以下「令」という。）第5条第5号の規定による指定、法第25条第1項の規定による報告又は資料の提出の要求、同条第2項の規定による報告若しくは資料の提出又は保管物件の提示の要求及び法第26条第1項又は第2項の指示について必要な事項を定めるものとする。

(指定)

第2条 山口県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、令第5条第5号の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、指定通知書（別記第1号様式）により、遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）第28条第1項の申請をした者（以下「申請者」という。）に対し、その旨を通知するものとする。

2 公安委員会は、指定をしなかったときは、不指定通知書（別記第2号様式）により、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

3 規則第28条第4項の規定による公示は、特例施設占有者指定公示書（別記第3号様式）を公安委員会の掲示場に掲示し、かつ、インターネットの利用その他の方法により公表してするものとする。

(公示事項の変更)

第3条 規則第29条第2項の規定による公示は、特例施設占有者変更事項公示書（別記第4号様式）を公安委員会の掲示場に掲示し、かつ、インターネットの利用その他の方法により公表してするものとする。

(指定の取消し)

第4条 公安委員会は、規則第30条第1項の規定による指定の取消し（以下単に「取消し」という。）をしようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）の規定に基づき聴聞を行わなければならない。

2 公安委員会は、前項の聴聞の結果、取消しをしたときは、指定取消通知書（別記第5号様式）により、取消しの相手方に対し、その旨を通知するものとする。

3 規則第30条第2項の規定による公示は、特例施設占有者指定取消公示書（別記第6号様式）を公安委員会の掲示場に掲示し、かつ、インターネットの利用その他の方法により公表してするものとする。

(報告等の要求)

第5条 法第25条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は同条第2

項の規定による報告若しくは資料の提出若しくは保管物件の提示の要求は、報告等要求書（別記第7号様式）により行うものとする。

（指示）

第6条 法第26条第1項又は第2項の指示（以下単に「指示」という。）は、指示書（別記第8号様式）により行うものとする。

2 第4条第1項の規定は、指示をしようとするときについて準用する。この場合において、同項中「聴聞を」とあるのは、「弁明の機会の付与を」と読み替えるものとする。

